

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 2 月まで

私が 20 歳のころ母が国民年金に任意加入してくれたが、学生なので必要ないと言ってすぐに止めた。申立期間当時再就職した A 社は厚生年金保険の適用がなかったため、国民年金への再加入手続をし、保険料は納付書により毎月昼休みに母親の分と合わせて B 市役所で納付した。

国民年金保険料を納付していたころ、普賢岳の地震が起こり、些少ながら義援金を寄付したことを記憶している。申立期間が未加入期間になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職した A 社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため国民年金に再加入し、国民年金保険料は勤め先が市役所近くであったので、その母の分と合わせて市役所で納付したとしているところ、同社は市役所の向かいに位置し、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 3 月であること、及び申立人が納付したとするその母の国民年金保険料は、申立期間は納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容に不自然な点はみられない上、申立人の母は申立期間当時申立人に自身の保険料納付を依頼していたと証言している。

また、昭和 60 年 12 月及び 61 年 1 月について、B 市の国民年金被保険者名簿では未納、オンライン記録では納付済みとなっており、申立人の

納付記録に行政側の齟齬^{そご}がある上、申立人の氏名や住所地に誤りがあるなど行政側の記録管理にも不備がみられる。

さらに、申立人は、A社退職後の平成7年2月の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年7月まで

私は、株式会社Aを退職後の平成4年2月にB市（現在は、C市）D支所で国民年金への切替手続きをした。私は、会社を退職すると必ず国民年金への切替手続きをしており、申立期間も手続きをし、送られてきた納付書で納付したはずである。手続きをしていることは年金手帳の記載で明らかである。ねんきん特別便を見て申立期間の国民年金の記録が抜けていることが分かったが、私は手続きをし、保険料を納付していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立期間は国民年金強制加入被保険者期間であることが確認できる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行い、国民年金加入期間中に未納は無く、納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立期間について、年金手帳には記載があるにもかかわらずオンライン記録では未加入期間とされており、行政側の事務に齟齬^{そご}がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

申立期間当時10所帯あったA地区の住民は、昭和36年4月から開始された国民年金に全所帯加入することになった。保険料の集金方法は、毎月当番制で集金し、集金した保険料をその月の当番がB町役場へ納付していた。私が集金当番の月は、集金をした分と自分の家族の分をあわせて役場へ納付し、それ以外の月は、集金人が来たときに家族全員分の保険料を集金人へ納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、B地区の全所帯が昭和36年4月から国民年金へ加入し、持ち回りの集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持する「A 国民年金集金名簿」に、申立人の保険料が申立期間のうち、36年4月から39年10月分まで集金された記録があることから、当該期間については国民年金保険料を納付したものと推認できる。

また、生年月日及び住所が一致し申立人本人のものと推定できる国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間のうち、昭和36年4月から39年10月までの期間が納付済みとなっており、申立人が所持する集金名簿の集金記録と一致する。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年11月から46年3月までの期間は、申立人が所持する集金名簿には申立人の国民年金保険料を集金したとす

る形跡が見られない。集金名簿のうち 36 年 4 月から 39 年 10 月までの期間は申立人、申立人の妻及び申立人の養子の 3 人分の国民年金保険料が集金された記録があるが、39 年 11 月からは申立人の妻及び申立人の養子の二人分の保険料を集金した記録のみであることから、39 年 11 月から 46 年 3 月までの期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 39 年 11 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年9月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年2月から同年9月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

結婚した昭和58年4月に、結婚前の未納期間の国民年金保険料を夫婦共に納付することにし、夫がA市役所（現在は、B市役所）で国民年金への加入手続を行い、過年度分及び現年度分の計6か月分ずつを3か月ごとに納付書により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その夫がA市役所で国民年金への加入手続を行い、過年度分及び現年度分の計6か月分ずつを3か月ごとに納付書により納付していたとしているところ、夫婦が国民年金への加入手続をしたとする時期は昭和58年4月ころであると推定でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付できる期間であり、申立人の被保険者資格取得日は昭和56年2月1日であることから、56年2月分から過年度納付により申立期間の国民年金保険料の納付を開始したとする申立人の申述には不自然さはみられない。

また、申立人が、申立期間①は8か月及び申立期間②は3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 12 月まで

夫の勤務先の上司の夫人に勧められて国民年金保険料と付加保険料を納付していたが、後日確認したところ、付加保険料の納付記録が無くなっていた。申立期間が付加保険料の納付済期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の勤務先の上司の妻に勧められて国民年金保険料と付加保険料を納付したとしているところ、申立期間当時、申立人と同じ社宅にいた知人は、申立人より 1 年ほど早く任意加入して国民年金保険料と付加保険料を納付しており、その知人は「当時の社宅の住人は皆、国民年金と付加年金に加入していた。」と証言している上、「申立人とは何度か A 町役場に国民年金保険料と付加保険料を一緒に納付したことがある。」と証言していることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人に国民年金保険料と付加保険料の納付を勧めた上司の妻は、昭和 48 年 4 月から平成 4 年 6 月まで付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立人の申述を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から51年12月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで

申立期間当時は若かったため、自覚して自ら保険料を納付するようになった30歳ころまで国民年金は両親に任せきりにしていた。国民年金の加入手続や加入手続後に国民年金手帳を交付されたかは覚えていないが、国民年金保険料は父親か母親がA組合の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月に払い出されており、払出時点で申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父親及び母親は、いずれも申立期間②から60歳までの国民年金保険料を納付している。

2 申立期間①について、申立人は、その父親又は母親が国民年金保険料を納付してくれたと申し立てているが、父親及び母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月に払い出されており、払出時点からすると、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間①は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付が可能な期間であったが、手帳記号番号の払出日は申立人が自覚して国民年金保険料を納付するようになったとする 30 歳に到達した年であること、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、特例納付を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間①の国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から43年3月まで

申立期間当時は、自分の母親がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続きを行い家族の分の保険料を納付しており、一緒に保険料を納付していたほかの家族は皆納付しているので、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年10月25日にA町で払い出されており、申立期間は過年度納付が可能である。一方、申立人は43年4月に厚生年金保険に加入しているが、本来納付する必要のない43年4月から同年12月までの国民年金保険料を厚生年金保険加入後に納付していることが確認できるにもかかわらず、申立期間を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親、兄及び姉の保険料は納付済みとなっており、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、21か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 54 年 5 月ころ、妻が会社を退職後、私が妻の分と一緒に国民年金への加入手続を A 区役所で行った。保険料は、夫婦のどちらかが加入当初から、区役所で納付しており、毎月納付したり、納付可能な時期はまとめて納付したりしていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金加入当初から、夫婦のどちらかが A 区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 60 年 4 月ころ A 区で払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間②は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人夫婦は、申立期間以外は未納が無く、付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高いと認められる上、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 5 月ころその妻の会社退職後、夫婦の国民年金の加入手続を A 区役所で行い、夫婦のどちらかが二人分の保険料を区役所で納付していたとしているが、当時の保

険料額や納付時期、納付方法など具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月ころ夫婦連番で払い出されたと推認できるが、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 54 年 5 月ころ、私が会社を退職後、夫が夫婦二人分の国民年金への加入手続を A 区役所で行った。保険料は、夫婦のどちらかが加入当初から、区役所で納付しており、毎月納付したり、納付可能な時期はまとめて納付したりしていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金加入当初から、夫婦のどちらかが A 区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 60 年 4 月ころ A 区で払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間②は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人夫婦は、申立期間以外は未納が無く、付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高いと認められる上、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 5 月ころ会社退職後、その夫が夫婦の国民年金の加入手続を A 区役所で行い、夫婦のどちらかが二人分の保険料を区役所で納付していたとしているが、当時の保

険料額や納付時期、納付方法など具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月ころ夫婦連番で払い出されたと推認できるが、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から53年3月まで

昭和53年から54年ころ、A区役所で国民年金の加入手続を行った。その時に区役所の職員から10年前までの未納分の保険料をさかのぼって納付できると教えてもらい、分割で未納分の保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所の職員から10年前までの未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらい、分割で未納分の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付期間内である昭和55年4月11日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人が特例納付により国民年金保険料を納付したとする金額と申立期間の特例納付に係る保険料額とは、ほぼ一致しており、申立てに信憑性がうかがえる。

さらに、申立人は、社会保険事務所(当時)の職員のことや、その職員とのやりとりなどを具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から56年3月まで

20歳になった昭和53年*月ころ、A市役所B支所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料については、C農協（現在は、D農協E支店）で納付したはずだ。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年*月ころ、A市役所B支所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料については、C農協で納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、56年1月ころであると推認され、当該時点において、申立期間の保険料は納付可能であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高いものと認められる上、申立期間中、申立人と同居していたその両親は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年2月まで

私が20歳になったころ、国民年金加入の通知が届いたので、A町役場において加入手続をしたが、当時は学生であったので、保険料の納付をしなかった。その後何度も保険料未納の督促が納付書と一緒に届いたが、納付はしなかった。平成7年に就職し、母にも強く保険料の納付をするように言われていたので、その年の7月に賞与が20万円位支給されたこともあり、納付していなかった申立期間の保険料を同町役場において納付書に現金を添えて一括で20数万円を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳ころに国民年金の加入手続を行い、平成7年7月にさかのぼって納付できる保険料を一括で20数万円ほど納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳になったころの4年*月に払い出されていることが確認できる。このことから、申立人が保険料を納付したと主張している7年7月に保険料が納付できる期間は、5年6月から申立人が厚生年金保険被保険者となる以前の7年2月までと考えられ、当該保険料額(22万7,100円)は申立人の主張する20数万円におおむね一致することから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間当時同居し、申立人に国民年金保険料の納付を勧めていた申立人の母、兄及び妹についても国民年金被保険者期間に未納は無く、

申立人の同居の親族の納付意識の高さがうかがえる上、申立人が 21 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A株式会社の事業主は、昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、24年3月19日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年2月までは2,700円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から25年4月1日まで

平成20年8月に、昭和21年4月から25年3月までの期間において、前後関係は明らかでないが、いずれも2年くらい勤務していたA株式会社及び株式会社B（現在は、株式会社CのD本社）における厚生年金保険の被保険者記録が無いとして、社会保険事務所に調査を依頼したところ、平成21年8月に、いずれの記録も無いとの回答があったが、納得できないので調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務先名称としてA株式会社を記憶しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一姓名「E」で、生年月日は昭和元年*月*日（暦上、同日は存在しない。）と記載されている者が、23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年3月19日に資格を喪失していることが確認できる。このため、当該被保険者の厚生年金保険の記号番号の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、姓名は「F」Gと記されているものの、生年月日は申立人の月日（元年*月*日）が記されており、事業所の

名称、被保険者資格取得日及び資格喪失日も当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。そして、この事情を年金事務所に照会したところ、当該記録は申立人の記録と判断するとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が 昭和 23 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、24 年 3 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における当該未統合記録により、昭和 23 年 5 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 2 月までは 2,700 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 3 月 19 日までを除く期間については、申立人の職種や同僚の氏名等は明確ではなく、申立期間当時に A 株式会社に勤務していた複数の元社員も申立人を知らないとしている上、同社及び H 組合（現在は、I 組合）は、申立期間当時の記録は保管していないと回答しているため、申立人の勤務期間及び社会保険適用に係る事情は確認できない。

また、日本年金機構 J 事務センターによると、A 株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 3 月 19 日までの被保険者記録のほかに申立人の氏名は確認できないとしている。

さらに、申立人は、申立期間において、株式会社 B に勤務していたと申し立てているが、申立人の職種や同僚の氏名等は明確ではなく、申立人の妻及び姉の供述により申立人が同社に入社する際の紹介者とされる、申立人の姉の元夫であった同社の元社員は既に他界している上、申立期間当時に同社に勤務していた複数の元社員も申立人を知らないと回答している。

加えて、株式会社 C は申立期間当時の職員録と職員台帳に申立人の氏名は無いとしている上、K 組合も当時の記録は保管していないとしているため、申立人の勤務状況及び社会保険適用に係る事情は確認できない。

このほか、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和30年4月1日、資格喪失日は、31年1月1日、また、株式会社Bにおける資格取得日は、39年4月8日、資格喪失日は、同年5月1日、さらに、C株式会社における資格取得日は、40年1月12日、資格喪失日は、41年10月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額に係る記録は、申立期間①のうち、昭和30年4月から同年9月までの期間は4,000円、同年10月から同年12月までの期間は5,000円、申立期間②は1万8,000円、申立期間③のうち、40年1月から同年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から41年9月までの期間は3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年1月1日まで
② 昭和39年4月8日から同年5月1日まで
③ 昭和40年1月12日から41年10月26日まで

社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、株式会社Bに勤務した申立期間②及びC株式会社に勤務した申立期間③の被保険者期間が、それぞれ9か月、1か月及び21か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に生年月日が「昭和13年11月12日」となっている申立人と同姓同名の被保険者記録があり、当該被保険者記録はいずれも未統合となってい

る。

一方、申立期間①及び③の各事業所における複数の同僚の供述及び申立人が「昭和 38 年に勤務した D 株式会社 E 工場から平成 16 年に F 株式会社で定年退職するまで G として勤務していた。」と供述しているところ、申立期間②に株式会社 B おける被保険者記録を有する同僚が、本人の職種を「G であった。」としており、その同質性が認められることから、申立人が、各申立期間において、各事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当該生年月日を記憶しており、「申立期間当時は同日が生年月日だと思っていた。申立期間後に勤務した F 株式会社の時代に誤りに気がつき訂正した。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日が、訂正前の生年月日は判別し難いものの訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、申立人が昭和 51 年 4 月以降に勤務した F 株式会社における被保険者記録しか存在せず、40 年 1 月から 51 年 3 月までの期間において、生年月日が 13 年 11 月 12 日である申立人と同姓同名で、かつ、申立期間③及び申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する雇用保険の被保険者記録が存在しており、申立人の供述と符合する。

加えて、申立期間①に A 社における被保険者記録を有する同僚 5 人、申立期間②に株式会社 B における被保険者記録を有する同僚 6 人及び申立期間③に C 株式会社における被保険者記録を有する同僚 12 人に照会したところ、それぞれ 4 人、二人及び 3 人から回答が得られ、申立期間②の同僚は申立人の勤務状況及び同姓同名の同僚の有無について「不明。」と供述しているものの、申立期間①の同僚 3 人が「申立人は、A 社に勤務していた。申立人と同姓同名の同僚はいなかった。」と供述しており、また、申立期間③の同僚 3 人は「申立人は、C 株式会社に勤務していた。」とし、うち二人が「申立人と同姓同名の同僚はいなかった。」と供述している。

これらの事実を踏まえると、各申立期間における当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 31 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出、また、39 年 4 月 8 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出、さらに、40 年 1 月 12 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 41 年 10 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を各事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、各申立期間の標準報酬月額については、各申立期間に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から、申立期間①のうち、昭和 30 年 4 月から同年 9 月までの期間は 4,000 円、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 5,000 円、申立期間②は 1 万 8,000 円、申立期間③のうち、40 年 1 月から同年 9 月までの期間は 2 万 2,000 円、同年 10 月から 41 年 9 月までの期間は 3 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aの資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月29日から同年3月1日まで

同僚に紹介されて株式会社AのB地にあるC店で平成3年10月1日から同店が閉店した4年3月1日までDとして勤務し、閉店後同年3月5日まで残務整理で出勤した。社会保険庁（当時）の記録では同年2月29日から同年3月1日までの期間が未加入になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の「申立人が申立期間において、C店で勤務していた。」とする供述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同社に継続勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「申立人と給与支給額について話をしており、2月分（支給月は3月）の実支給額は、1月分の実支給額と同じであった。また、3月の5日分は日割りで支給されたと聞いている。」と供述している。

さらに、申立人は、「退社時に、閉店した店の支配人から、年金で迷惑をかけることになるかもしれないと言われたが、同意はしていない。」と供述している。

加えて、ほかの同僚は、自身の退職日について、月末まで勤務していた旨を供述しているところ、当該事業所に係るオンライン記録から、当該同僚を含む月末に退職したとする同僚のほぼ全員の資格喪失日が、1日付け

となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成4年1月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年12月から9年8月までを28万円に、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、10年10月から同年12月までの期間、11年10月から同年12月までの期間及び12年3月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年9月1日まで
② 平成10年10月1日から12年4月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与支給明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、平成8年12月から9年8月までを28万円に、申立期間②のうち、10年10月から同年12月までの期間、11年10月から同年12月までの期間及び12年3月を36万

円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の主張どおりの届出及び保険料納付については不明であるとしているが、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び被保険者報酬月額変更届に記載されている標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していることが確認できることから、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年10月1日から同年12月1日までは、給与支給明細書が提出されず、ほかに保険料控除額を確認できる資料も見当たらない上、事業主等からも具体的な供述が得られないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成11年1月1日から同年10月1日までの期間、及び12年1月1日から同年3月1日までの期間については、申立人が所持する給与支給明細書において、事業主が給与控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を10年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年7月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から10年3月までの期間は32万円、同年4月から同年9月までの期間は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月26日から同年3月10日まで
② 平成9年7月26日から10年10月21日まで
申立期間①及び②共に有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間に欠落がある。給料から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び事業主の供述により、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが認められ、給与明細書の記載内容から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成9年7月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から10年3月までの期間は32万円、同年4月から同年9月までの期間は22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、平成9年7月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②においては適用事業所としての記録は無い。しかし、当該事業所は、商業登記簿

謄本により当該期間において法人事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人の雇用保険の記録は、申立人の有限会社 Aに係るオンライン記録と符合している。

また、事業主は、「申立人は、平成9年2月25日に退社して、同年3月10日に再度入社した。」と供述しているところ、申立人も当該期間は退社していた期間であったかもしれないとしている。

さらに、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和39年4月29日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月29日から同年8月1日まで

私は、昭和28年4月1日から52年11月29日までA株式会社に勤務していたが申立期間の年金記録が無い。申立期間は、社命により海外出向（C株式会社）はあったが、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社において昭和28年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し39年4月29日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、39年4月から同年7月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人のA株式会社に係る雇用保険の被保険者記録、事業主から提出されたC株式会社における勤務者名簿及び同僚の供述により、申立人は申立期間を含めてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間当時の給与明細書等は所持していないものの、A株式会社において人事課長又はD課長であったと供述する同僚（二人）によると、海外の子会社に出向する場合は、出向者に対して国内給与を設

け、同給与から社会保険料を控除していたと供述している。

さらに、E組合から提出されたF組合設立時（昭和 39 年 8 月 1 日）の名簿及び事務引継書において、申立人は 32 年 1 月 28 日に健康保険の被保険者資格を取得し、39 年 8 月 1 日にGからF組合に編入されていることから、申立期間は当該事業所においてGの被保険者期間であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 39 年 3 月及び同年 8 月における記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 4 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を103万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、103万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、34万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月3日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和37年11月1日にA株式会社から子会社であるB株式会社に出向した際の申立期間が欠落していることが判明した。32年4月から平成9年8月に定年退職するまで途中退社したことはない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社の出向辞令、事業主及び同僚の供述並びに雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続勤務(昭和37年11月1日から41年3月31日までB株式会社に出向)していたことが認められる。

また、申立人は「子会社であるB株式会社が発足した当時は、A株式会社から出張して勤務に当たっていた。」と供述しているところ、事業主であるA株式会社は、申立人の勤務状況及び資格喪失届について、「申立人の人事記録における出向命令日は昭和37年11月1日となっている。昭和37年10月31日まではA株式会社の社員である。B株式会社発足時の同年10月3日に同社に出向した社員の資格喪失届を提出した際に誤って申立人の資格喪失届も一緒に提出してしまったとも考えられる。」と回答している。

さらに、B株式会社発足時にA株式会社からB株式会社に異動した同僚は、「申立人を含めほとんどの社員がA株式会社から出向してきた。出向に当たっては勤務が途切れていたことはない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年9月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成 11 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から 13 年 2 月まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 11 年 5 月から 13 年 2 月までの標準報酬月額が 15 万円に下げられているが、申立期間当時の給料は 25 万円だった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

オンライン記録において、株式会社Aに係る申立人の標準報酬月額は、平成 10 年 12 月 1 日の資格取得時決定から 11 年 4 月までは 26 万円であるが、同年 5 月の随時改定から 13 年 2 月までは 15 万円とされており、随時改定及び定時決定の記録に訂正・改ざんされた形跡は無い。

また、申立人が提出した株式会社Aにおける給与明細書において、被保険者資格を取得した翌月の平成 11 年 1 月分から厚生年金保険料が控除されていることから、保険料は翌月控除であることが確認できる。

しかしながら、平成 11 年 6 月分の給与明細書から控除されている厚生年金保険料は、同年 5 月の随時改定による標準報酬月額 15 万円に基づく保険料ではなく、標準報酬月額 26 万円に基づく保険料であり、総支給額（報酬月額）は、27 万 4,910 円であることが確認できる。

以上のことから、申立人の平成 11 年 5 月の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても法人は解散している上、事業主との連絡がとれないため確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 11 年 5 月を除く期間については、申立人が提出した給与明細書において、各月の総支給額（報酬月額）は、申立人が主張する標準報酬月額 25 万円を超えていることが確認できるものの、控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年2月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から同年3月21日まで

申立期間はA株式会社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。同社のC事業所からB事業所へ転勤になったのは昭和40年2月21日付けであったので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社の在職証明書及び同社の人事記録（発令簿）から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年2月21日に、同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和40年2月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における同年3月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年9月30日）及び資格取得日（42年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を39年9月から40年4月までを3万円、同年5月から42年2月までを4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月30日から42年3月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA株式会社に入社し、独立するために44年4月末に退社するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が、39年9月30日から42年3月1日までの2年半の期間が空白となっている。この間に一時的な退職や長期の休職等は絶対に無かった。

1日も早くこの加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和34年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年9月30日に資格を喪失後、42年3月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が提出した申立期間内の日付が確認できる2葉の社員旅行の集合写真及び複数の同僚（申立期間に資格を取得した者二人を含む9人全員）の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務をしていたことが認められる。

また、事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている健康保険証払出

番号1番から30番まで（申立人は*番と*番）の者の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に中抜け期間のある者は一人も確認できなかった。

さらに、A株式会社は、申立人が昭和32年4月1日から44年3月まで勤務していたと回答し、その後のヒアリングでは、人事記録等はないが、その間継続して勤務をしていたことは間違いなく、勤務・契約形態に変更はなかったとしている上、同僚からの供述も同様であった。

加えて、当該事業所は当時の事務処理に問題があった可能性があるとして、保険料の納付勧奨に応ずる姿勢を示している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿における申立期間前後の記録から、昭和39年9月から40年4月までを3万円、同年5月から42年2月までを4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月から42年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年12月1日まで
以前、株式会社Aに勤務していた当時の同僚から、自身の記録について厚生年金保険の保険料が改ざんされているとのことであった。自分も年金事務所で調べてもらったところ標準報酬月額が大幅に少なく記録されていることが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた株式会社Aは、平成4年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降である5年1月27日に、3年10月及び4年10月の定時決定を取り消した上で、3年1月から4年11月までの期間について53万円から20万円に遡及して訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は株式会社Aの取締役^{トク}に就いているが、申立人は社内での重要事項の決裁権限は無く、BでCを担当しており、社会保険関係事務には全く関わっていないと主張しているところ、当時の複数の同僚も、申立人はBの責任者で、Cに従事しており、社会保険関係事務には携わっていなかったと思うと供述している上、雇用保険の加入記録が確認できることも踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については26万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月31日から5年3月1日まで
② 平成5年3月1日から同年9月20日まで

平成3年1月21日から5年9月20日まで株式会社AがB市内で経営するC店に勤務していたのに、社会保険事務所（当時）から、4年10月31日から5年3月1日までの期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、同年3月1日から同年9月20日までの期間については標準報酬月額が同社を退職した後の6年1月27日にさかのぼって26万円から12万6,000円に引き下げられていると知らされた。

C店を退職するまで店名及び勤務内容に変更は無く、給与は月額26万円くらいで、厚生年金保険から脱退することや標準報酬月額の訂正について説明を受けたことも承知をしたことも無い。納得できないので調査し被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成5年3月31日まで、株式会社A（5年3月ころから社名を株式会社Dに変更。）に継続して勤務（雇用保険の被保険者記録は、株式会社Aにおいて3年1月21日に取得、5年3月31日に喪失しているものの、株式会社

Dにおいて同年4月1日に取得、同年9月20日に喪失。) していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者格資格喪失日は平成4年10月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年1月1日より後の同年3月5日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る被保険者資格の喪失日は、申立人の株式会社Dにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成5年3月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、平成4年10月から5年2月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録における4年9月の記録から26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間②に係る当該事業所における標準報酬月額は、当初、平成5年3月1日の被保険者資格取得時の記録では26万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職（被保険者資格喪失日は同年9月20日）した後の6年1月27日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、標準報酬月額が、12万6,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本において株式会社Dは確認されたものの、事業所は不明で事業主は他界しており、給与台帳等の資料は確認されず、申立期間①当時に株式会社Aの事業主であった息子を含む取締役二人は、「申立期間②当時、株式会社Dは資金繰りが大変で標準報酬月額の訂正等について、事業主と社会保険事務所との間で取り決めや指示があったようだ。」旨を供述している。

さらに、当時の経理担当者も、「事業主は、社会保険事務所から何度か呼び出されており、保険料を分割納付していたようだ」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成6年1月27日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は、事実^{じじつ}に即したものととは考え難く、当該月額変更処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円にすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社に係る申立期間①における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和25年6月15日、資格喪失日は27年1月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年6月から同年9月までは2,000円、同年10月から26年12月までは2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月15日から27年1月1日まで
② 昭和27年3月1日から同年12月30日まで
③ 昭和28年11月1日から34年2月20日まで

60歳になる少し前に、社会保険事務所（当時）に行き厚生年金保険の加入記録を確認したところ、学校卒業後の昭和25年6月から26年12月まで勤務したA社における記録が無く、また、その後、27年3月から同年12月まで及び28年11月から34年2月までB社に勤務した期間については脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。しかし、A社には間違いなく勤務していたし、脱退手当金については、請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の生年月日とは10日ほど相違しているものの、氏名が申立人の旧姓と同姓同名であり、資格取得日は昭和25年6月15日、資格喪失日が27年1月1日と、申立期間①と一致している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、申立人が供述しているA社の所在地、事業主名及び同僚の氏名についても、同名簿の記録と一致している上、当時の事業主の長男の名や年齢についても、同長男に確認したところ、申立人の供述どおりであることが確認できることから、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年6月15日に被保険者資格を取得した旨の届出及び27年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和25年6月から同年9月までは2,000円、同年10月から26年12月までは2,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和32年6月から37年7月までに退職した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある者10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち照会できた同僚は、事業所で脱退手当金を受領したと供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②及び③の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年5月28日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、同年4月9日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年2月29日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月31日から同年4月1日まで
② 平成16年2月29日から同年3月1日まで

ねんきん特別便によると、A株式会社での厚生年金保険の加入状況は、昭和60年4月1日に資格を取得し平成2年3月31日に資格喪失しているが、同年3月31日まで勤務したので申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。また、株式会社Aでは平成15年4月2日に資格を取得し16年2月29日に資格を喪失しているが、同年2月29日まで勤務したので申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間も株式会社Aに継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、16年1月のオンライン記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、申立てどおりの厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失年月日を平成 16 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A 株式会社は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、平成 2 年 3 月の保険料控除も保険料納付も行っていないと回答しているところ、同社から提出された在籍証明書により、入社年月日は昭和 60 年 4 月 1 日、退職年月日は平成 2 年 3 月 30 日と確認できる上、同社が提出した申立人が作成したと推認できる退職願には、希望退職日が同年 3 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と同様に資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日、離職日は平成 2 年 3 月 30 日と確認することができ、A 株式会社から提出された在籍証明書の在籍期間とも一致しており、3 つの記録には食い違いが無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 63 年 3 月まで

結婚した昭和 63 年 4 月ころに、A 市役所から国民年金保険料の未納があるという通知が届いたように思う。未納期間はいつからいつまでという説明はなかったが、全部ではなく 2 年くらいまで納められるということで、夫に相談したところ、「払った方がいい。」と言われ夫にお金を用意してもらい一括で納めた。保険料は 20 万から 30 万円くらいで、A 市役所の窓口で納めた覚えがある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月ころに A 市役所から国民年金保険料の未納があるという通知が届き、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の納付に必要な保険料額と異なる上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付期間、納付場所等についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している年金手帳により、申立人は、昭和 54 年 3 月 15 日に厚生年金保険加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失し、63 年 4 月 14 日に国民年金第 3 号被保険者として資格を再取得していることが確認でき、A 市では申立人を被保険者として管理しておらず、A 市によると国民年金の未加入期間について納付書を交付することは無いとしていることから、申立人に保険料の納付勧奨が行われることもなかったものと推認される上、未加入である申立期間は制度上保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私が結婚した昭和53年11月ころ、母から20歳の学生のころ父がA町役場で国民年金の加入手続をし、母が保険料を納付してくれていたと聞かされた。ねんきん特別便を見ると学生のころの期間の納付記録が無い。加入手続をしてくれた父は既に他界しており、その時の状況は定かではないが、母は学生であった私のために保険料を納付したと言っている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の昭和46年ころ、その父が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料はその母が納付してくれたとしているが、申立人の父は既に他界し、申立人の母も申立人の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしており、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月ころ払い出されたことが払出検索システムにより確認でき、払出時点では申立期間は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年4月まで

A区からB町（現在は、C市）へ引っ越してしばらくした昭和39年5月ころ、勤務先から帰った主人が友人から聞いたと言って国民年金の話をした。国民年金保険料が毎月200円ぐらいなら家計にもひびかないだろうから早速手続するようにと勧められたので、翌日私がB町役場に行き加入手続をした。

国民年金保険料は毎月自宅に来た婦人会の集金人に納付し、領収書の代わりに印紙を年金手帳の台紙に貼^はってもらった。最初の保険料は200円だったことをよく覚えているのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月ころその夫に勧められ自身でB町役場において、国民年金の加入手続をしたと主張しながら、記憶している国民年金保険料が42年1月以降のものであるとの指摘を受け申立期間を42年以降に変更している上、加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の主張する印紙検認による納付及び当時の国民年金手帳の記憶は記録上納付記録のある44年5月以降もしばらくの期間は同様であったことが確認できることから、申立人が申立期間当初に加入手続し、保険料を納付していたとする事情がうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年7月に払い出され、申立人は、任意被保険者資格を同年5月に取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できず、別の国

民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に昭和45年8月28日に資格を取得しているため納税組合で納付したはずである。それまで厚生年金保険に加入していたが、A社会保険事務所（当時）から従業員2人以下の法人は国民年金に加入するよう指導されたため国民年金に加入した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社会保険事務所から従業員2人以下の法人は厚生年金保険の適用除外になると連絡があり、国民年金に加入するよう指導されたため、国民年金に加入して納税組合に保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月8日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には資格取得年月日が昭和45年8月28日と記載されているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に昭和45年8月28日に資格取得をしているので納税組合で納付したはずである。それまで厚生年金保険に加入していたが、A社会保険事務所（当時）から従業員2人以下の法人は国民年金に加入するよう指導されたため国民年金に加入した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社会保険事務所から従業員2人以下の法人は厚生年金保険の適用除外になると連絡があり、国民年金に加入するよう指導されたため、国民年金に加入して納税組合に保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月8日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には資格取得年月日が昭和45年8月28日と記載されているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から57年5月まで

申立期間の国民年金保険料については、父がA町役場（現在は、B市役所）に勤務し、国民年金保険料の納付意識が高かった父が、私が出社を辞めた後に私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A町役場に勤務し、国民年金保険料の納付意識が高かったその父が、申立人が会社を辞めた後に申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は、その父から保険料納付の有無について、明確に告げられていないとしており、申立期間の国民年金手帳も受け取っていない上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており、申立人の保険料納付に関する証言が得られず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年4月まで

A有限会社に就職した20歳から22歳までの2年間については、外国就労となるので年金が未納とならないよう個人で納付するようにと会社から通達があったため、実家の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が申立人の国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成10年1月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人はそれ以前に住所を移転しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとしているその母親は、申立人の国民年金手帳が交付された記憶は無いとしており、保険料を納付したことを示す事情はうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3239 (事案 2437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで
申立期間は、前回申し立てたところ、納付記録が確認できないとのことであったが、当時住んでいたA町(現在は、B市)の住所の具体的な地番が分かったので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A町の国民年金被保険者名簿に記録は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和41年7月30日にその夫と連番でC市(41年からC市に居住)において払い出されており、申立人は夫婦の国民年金の被保険者の資格取得届を同年7月30日以後にC市で手続したことが推認されるとして、平成21年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から示されたA町の具体的な地番に基づき、再度、申立人の申立期間における国民年金手帳記号番号の払出しの有無等について調査を実施したが、昭和41年7月30日にその夫と連番により払い出されている記号番号のほかに払い出されていた形跡は見当たらず、委員会の決定内容を変更すべき新たな関連資料等は確認できなかった。

なお、申立人が当時住んでいたとするA町のアパートの持ち主に対して、当時の申立人の状況等について照会したところ、当該持ち主は既に他界しており、その妻も相当年数が経過しているため申立人を思い出せないとしており、国民年金保険料の納付をうかがわせるような供述や資料の提出は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3240 (事案 2436 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで
申立期間は、前回申し立てたところ、納付記録が確認できないとのことであったが、当時住んでいたA町(現在は、B市)の住所の具体的な地番が分かったので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A町の国民年金被保険者名簿に記録は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和41年7月30日にその妻と連番でC市(41年からC市に居住)において払い出されており、申立人は夫婦の国民年金の被保険者の資格取得届を同年7月30日以後にC市で手続したことが推認されるとして、平成21年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から示されたA町の具体的な地番に基づき、再度、申立人の申立期間における国民年金手帳記号番号の払出しの有無等について調査を実施したが、昭和41年7月30日にその妻と連番により払い出されている記号番号のほかに払い出されていた形跡は見当たらず、委員会の決定内容を変更すべき新たな関連資料等は確認できなかった。

なお、申立人が当時住んでいたとするA町のアパートの持ち主に対して、当時の申立人の状況等について照会したところ、当該持ち主は既に他界しており、その妻も相当年数が経過しているため申立人を思い出せないとしており、国民年金保険料の納付をうかがわせるような供述や資料の提出は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から10年5月まで

申立期間は、勤務先が社会保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入して保険料を納めていたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、国民年金に加入した記録は無いとのことであった。国民年金加入について、どのような手続を行ったかは覚えていないが、納付書で保険料を納めていた記憶があるので、国民年金の被保険者であったかどうか調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「勤務先が社会保険に加入していなかったため、自分で保険料を納めていた。市役所から届いた納付書で、自宅付近の銀行で保険料を納付していた記憶がある。」と申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料額についての記憶が曖昧である上、申立期間における申立人の国民健康保険加入が市の記録で確認できるところ、申立人は、「同じ時期に2通の納付書で保険料を納めていた記憶は無い。」としていることから、申立人は、国民健康保険料の納付を国民年金保険料と誤認している可能性も否定できない。

また、申立人のオンライン記録には、全期間を通じて国民年金加入の記録が無く、氏名検索でも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないほか、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の被保険者としての記載が無いことから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から46年10月まで
20歳のころ、実家にいるときに、私が自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料は集金の方が毎月来っていたので、現金で納付していた。領収書は、引っ越しの時に捨ててしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家にいるときに集金人に国民年金保険料を毎月現金で納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付について、当時の年金手帳や印紙検認方式の記憶も無く、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月ころ払い出されており、払出日からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年10月までの期間及び54年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年8月から53年10月まで
② 昭和54年2月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が当時の勤務先であったA校の近くにあるB郵便局で、年払いの一括納付をしていたと記憶している。母は、保険料を納付するたびに私に報告してくれていたため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が勤務先近くの郵便局で納付していたはずであるとしているが、その母親からは申立期間のころの事実を確認することができず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年6月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母親は、その時点で、さかのぼって納付が可能であった限度の54年4月からの保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立期間当時から国民年金手帳記号番号の払出時期まで、申立人は同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から54年3月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

昭和51年*月(20歳の誕生月)に国民年金に加入した。国民年金保険料については、月額3,000円くらいをA区のB出張所で納付していたので、申立期間①が未納となっていることに納得できない。また、申立期間②については、国民年金保険料を還付する旨の通知があったが、還付金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金については、申立人は、月額3,000円くらいの保険料を納付したと主張しているが、申立期間①の保険料額は、昭和51年1月から3月までは月額1,100円、51年4月から52年3月までは月額1,400円、52年4月から53年3月までは月額2,200円、53年4月から54年3月までは月額2,730円であり、申立人が納付したとする金額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月14日に払い出されており、払出日からすると、申立期間①の一部は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と同一日に払

い出されており、その妹の納付記録も未納となっている。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人は昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付したが、同年 4 月に C 組合の組合員となったことから、申立人が納付した申立期間②の国民年金保険料は、同年 9 月 11 日に還付の決議がされたことが確認できる一方、当該還付金が支払われたことは記録されておらず、申立人に、当該還付金は支払われていないものと認められる。

しかしながら、D 社会保険事務所（当時）では、国民年金保険料の還付決議が行われた場合は、納付した被保険者に還付請求書を速やかに発送していたとしており、申立人も還付請求書を受け取ったとしていることから、還付請求を行っていない申立人の当該還付請求権は 2 年間の時効期間が経過したために消滅したとみるのが適切と考えられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金は、私の母が昭和 59 年 4 月ころ A 市役所（現在は、B 市役所）で加入手続をしてくれた。加入時は、私は学生で保険料納付を免除されたが、後日、母がまとめて保険料を納付したと記憶しているので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 59 年 4 月ころ A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、当時学生であり保険料納付を免除されていたが、後日、母が保険料をまとめて納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母親は、その時点で、さかのぼって納付が可能であった程度の昭和 62 年 4 月からの保険料を過年度納付していたことが確認できる上、申立期間当時から国民年金手帳記号番号の払出時期まで、申立人は同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

また、申立人の母は、申立人の姉が 20 歳（昭和 54 年）のころ A 市役所でその国民年金の加入手続をしたとしているが、その国民年金手帳記号番号は 63 年 5 月ころ C 社会保険事務所（当時）で払い出されていることが確認できることから、申立人の母の記憶には齟齬がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月ころから 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月ころから 48 年 1 月まで

A 市に住み始めてしばらくたってから、既に国民年金に加入していた近所の友人に加入を勧められたので、昭和 39 年 1 月ころ、A 市役所 B 支所で加入手続をし、すぐに保険料も納付し始めた。その友人とは時々、一緒に同支所で保険料を納付したことを覚えているので、申立期間が未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 1 月ころ、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をし、すぐに保険料も納付し始めたと主張しているが、申立人は、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金記録表から、48 年 2 月 23 日に任意加入していることが確認でき、その時点で、申立人は国民年金被保険者資格を 39 年 1 月ころにさかのぼって取得することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたとされる友人は、「確かに申立人と一緒に A 市役所 B 支所に行って国民年金保険料を納付したことはあったが、その時期までは覚えていない。」としており、申立ての事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年2月までの期間、47年8月から48年11月までの期間及び49年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から47年2月まで
② 昭和47年8月から48年11月まで
③ 昭和49年9月から50年3月まで

昭和50年ころA市役所から、特例納付の通知がきたので、前夫と相談後、その夫がA市役所において夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、20歳までさかのぼって納付する手続をした。また、同日にその市役所又は金融機関において、一括で10万円から14万円くらいを納付した。その後は納付書が届き始めたので、その夫がすべて納付していた。裁定請求の際に申立期間が未納とされていることを知ったが、すべて納付済みのはずであり、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ころ夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付制度を利用し、20歳までさかのぼって10万円から14万円くらいを納付したとしている。しかしながら、申立人及び申立人の前夫の国民年金手帳記号番号の払出日は50年11月29日であることがB社会保険事務所（当時）の払出簿から確認できるものの、申立人の42年4月から45年5月までの期間、47年3月から同年7月までの期間及び48年12月から49年8月までの期間の厚生年金保険被保険者期間は、平成16年11月24日に追加訂正された期間であり、訂正される以前は申立期間①、②及び③は連続していた未納期間であると考えられ、記録訂正時にはこれらの期間が未納であったと推定できるが、昭和50年当時において、これらの期間のうち手帳記号番号の払出時点では時効により納付できない48年4月から同年9月

までの期間を除いた期間を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額は、申立人の記憶と相違する。

また、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の前夫についても、申立期間が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について、これまでの調査結果以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年12月まで

私が20歳になったころ、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。しばらくして督促状が届いたこともあり、当時無職であった私に代わって母が一括又は2回に分けて同市役所の窓口で納付してくれた。また、妹の国民年金保険料についても、私と差がないようにと母が納付していた。妹の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料の納付書が届いた分については、すべて納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人は平成4年1月から厚生年金保険被保険者期間であることが確認できるところ、申立人の母親は、その申述どおりであれば、3年4月から4年3月までの分の納付書に基づき、この間の国民年金保険料をすべて納付したことになり、そうであれば、4年1月から同年3月までの保険料については、還付されることになるが、還付された記憶は無く、還付記録も見当たらない。

また、申立人の母親は国民年金保険料額について、具体的な記憶は無く、納付書が届いた時期についても申立人が20歳になったころであったとしていたが、学生が強制適用となったころであった可能性もあるとの主張に変更しており、記憶が曖昧である。

さらに、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから、年金番号が統合された平成9年1月以前は申立人は国民年金に加入していなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 58 年 7 月 31 日付けで退職した A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年 7 月 21 日となっているが、同年 7 月の厚生年金保険料を控除された記憶もあるので、被保険者資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社には、昭和 58 年 7 月 31 日付けの退職願を上司を介して提出して受理された上、同年 7 月の厚生年金保険料を控除された記憶があると主張している。

しかしながら、申立人は、当時は病気療養中であり、申立期間には 1 日も出勤をしていないと供述している。

また、A 株式会社の保管する当時の社会保険及び雇用保険手続名簿には、申立人の退職日が昭和 58 年 7 月 20 日と記録されており、申立人に係る雇用保険の加入記録の同社における離職日も、同日となっていることを踏まえると、申立人の申立期間における勤務実態を推認することができない。

さらに、A 株式会社において、申立人が退職願を提出したと主張する当時の上司及び直属上司並びに同社の総務担当者も、「申立人を覚えているが、退職月日についての具体的な記憶は無い。」としており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
昭和 48 年 1 月 1 日に A 地にある株式会社 B に採用されたが、同社に
入社すること無く、C 区にある D 株式会社で 9 か月間 E の仕事をして
いた。
株式会社 B では給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えて
いるが、厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、記録を訂
正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 1 月 1 日に株式会社 B に採用された後、D 株式会
社の F で E として就業していたと主張しているところ、申立人の記憶から、
株式会社 B の社長名が判明し、さらに当委員会の調査により、採用された
会社は株式会社 G であり、就業先の会社は D 株式会社であったことが認め
られる。

しかし、株式会社 G の元事業主は、「E の H においては、二つの雇用形
態があり、一つは社会保険の加入を伴う正社員型で当時の月額報酬で 10 万
円くらい一般的な雇用と、もう一つは社会保険の加入を伴わない I 型で
月額報酬は 30 万円を超える特殊な雇用関係が混在していた。」と供述して
いるところ、申立人は、雇用元である株式会社 G には一度も入社したこ
とが無く、D 株式会社には直行直帰で通勤していたとしている上、「月額報
酬については 30 万円から 40 万円であった。」と供述していることを踏まえ
ると、申立人は、株式会社 G と社会保険の加入を伴わない I 型の雇用形態
であったものと考えられる。

また、申立人が記憶する同僚には厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きず、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、ほかの同僚の名前は記憶していないとしている上、株式会社Gにおいても、当時の人事記録等の書類は保管されておらず、不明との回答であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

加えて、株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に健康保険証番号の欠番は無く、申立人の氏名を確認することができない。

なお、申立人は、退職の2か月後、長女を出産した時に出産手当金を受給したとしているが、入院先の医院は既に閉院しており当時の記録は保管されておらず、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
A 株式会社にて昭和 47 年 3 月 10 日から 57 年 7 月 23 日まで勤務していたが、当該期間のうち、50 年 9 月 1 日から 52 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 株式会社にて勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録により認められる。

しかし、申立期間当時の同社の同僚 11 人に照会したところ、申立人と同様の職種である運転手の 6 人のうち一人は、「申立人が申し立てしている期間は、申立人が一度退職した後再入社した時期であり、申立人は、運転助手であったので、ちょうど私と組むことになり、『また、アルバイトで働くことになりましたのでよろしくお願ひします。』と挨拶があった。」と供述し、ほかの一人は、「自分が昭和 53 年 4 月 21 日入社したとき、申立人が盲腸の手術後であって、一緒に B を組んで、申立人は、アルバイトで働いていたと記憶している。」と供述し、残りの 4 人は、申立人が当該事業所で勤務していたとしているものの、申立期間について当該事業所に勤務していたことは、全員が不明であると供述している。

また、A 株式会社の経理担当で社会保険の実務担当者は、アルバイトで就業する者は社会保険には加入させていなかったこと、及び「当時の D 業界では需要が多く運転手などは転職も容易なことから、中には離職票も求めず短期間で退職をする者など、非常に出入りの激しい状況であった。」と当時のことを供述している。

さらに、A株式会社が加入しているD基金の申立人に係る基金加入記録は、昭和47年3月10日に資格を取得、50年9月1日に資格喪失しており、再度、52年7月1日に資格取得後、57年7月23日付け資格喪失となっており、この記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 51 年 2 月 2 日から 52 年 3 月 3 日まで
③ 昭和 53 年 3 月 21 日から 54 年 8 月 6 日まで
④ 昭和 57 年 6 月 16 日から 59 年 6 月 15 日まで

申立期間①については、株式会社Aに勤務しており、苦しい中で厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間②に勤務していたB株式会社（現在は、C株式会社）は、給料は安かったが、保険等が完備されていることに惹かれて入社したため、勤務期間の前半に厚生年金保険料が引かれていなかったとは考えられない。申立期間③に勤務していたD株式会社は、その後自分が被保険者となった株式会社E、株式会社F及び株式会社Gと経営者は同じであり、D株式会社の期間だけが厚生年金保険に加入していないとは思えない。申立期間④に勤務していたH株式会社は、厚生年金保険の加入期間が1か月のみであるはずがない。すべての申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社Aに勤務していたことはいかがえる。

しかし、株式会社Aは、現在は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主及び社会保険の手続担当者は既に他界しており、事業主による申立人の申立期間①に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立期間①当時の複数の同僚に照会したところ、3人の同僚が、自身の入社日について、厚生年金保険の資格取得日よりおおむね2か月前の月を回答している上、申立人と資格取得日（昭和 32 年 1 月 1 日）が同じであり、同社の被保険者期間が3か月であるほかの同僚は「30

年 10 月に入社し、1 年以上は勤務した。」と回答していることから、当時、株式会社 A は一定期間経過後に厚生年金保険の資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、いずれの同僚からも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録とも一致している。

2 申立期間②について、当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、B 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B 株式会社が保管していた社会保険の加入台帳には「健康保険 No*、氏名 I、生年月日昭和 11 年*月*日、厚生年金*、取得月日 52. 3. 3 喪失月日 53. 3. 21」と記載されており、当該記載内容は、被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

また、社会保険の手続担当者であった同僚は、「会社に社会保険の加入台帳があったことを覚えている。その台帳に記入してある資格取得日を基に厚生年金保険料を控除しており、その台帳に書かれた資格取得日より前に厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している。

3 申立期間③について、申立人は、当時、J 地の D 株式会社に勤務していたと主張しているところ、商業登記簿謄本において、同社が、昭和 48 年 1 月 31 日に設立され、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録では、D 株式会社の申立人に係る資格取得日が昭和 53 年 8 月 1 日、離職日が 56 年 8 月 1 日と記録されていることから、申立人は、申立期間のうち、53 年 8 月 1 日以降は同社に勤務していたことが認められる上、当時の同僚 3 人の供述からも、期間の特定はできないものの、申立期間③において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、D 株式会社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、また、前出の同僚 3 人は「同社は、厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、自分も厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述している。

さらに、D 株式会社の経理、総務及び給与計算を担当していたとするほかの同僚も「同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、私も当時は、国民健康保険に加入していたと思う。また、給与計算も担当していたが、会社は厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない」旨を供述している。

加えて、当時の事業主は、申立人が申立期間③に在職していたと回答

しているものの、厚生年金保険料の控除については回答が無く、申立人の当該期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

- 4 申立期間④について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間④において、H株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿から、H株式会社は、昭和59年6月15日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、H株式会社の当時の社会保険の手続を担当していた経理担当役員は、「会社が厚生年金保険に未加入だった期間は、給与から厚生年金保険料を控除することは無く、全員が国民健康保険等に加入していた」としている上、申立人と同様に会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得しているほかの同僚も「自分は昭和57年2月ころに入社し、その時会社から『会社は社会保険に加入していないので、自分で国民健康保険と国民年金を役所に行って納付して下さい』と言われた。実際に区役所に行って手続し、会社が社会保険に入るまでは、国民年金保険料を納付していた。当時、給与に携わる仕事をしていたが、会社が厚生年金保険料を給与から控除するようになったのは、会社が厚生年金保険に加入してからである」旨を供述している。

さらに、当時の事業主及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成20年1月9日時点における事業主のいずれからも、申立期間④に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月ころから28年1月ころまで
申立期間当時、A株式会社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。同僚が同社に勤務していた期間を年金としてもらっているのに、自分が年金としてもらえないのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格取得日について、申立期間当時の同僚3人のうち一人は、入社したとする時期よりおおむね6か月後の日が記録され、ほかの二人は、入社したとする時期よりおおむね1年後の日が記録されている。

また、申立人は、昭和28年1月28日付けで、ほかの事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人と一緒に勤務していたとする同僚のA株式会社における資格取得日が同年8月1日となっていることを踏まえると、事業主は、当時、必ずしも入社日を厚生年金保険の資格取得日として加入手続を行ってはいなかったものと考えられる。

さらに、A株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界している上、商業登記簿謄本から確認できる取締役からも申立期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間に資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらず、かつ、健康保険証番号の重複及び欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月 15 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 8 日から同年 7 月 23 日まで
③ 平成 12 年 10 月 25 日から同年 12 月 23 日まで

ねんきん特別便によると、A所のBとして勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③が、それぞれ 10 か月、3 か月及び 2 か月について国民年金被保険者期間となっているが、勤務していたことを証明する人事異動通知書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する当該期間に係る申立人の人事異動通知書及びA所から提出されたC会が証明する申立人の「履歴書」により、申立人が当該期間において、A所のBとして勤務していたと認められる。

しかし、A所は、「臨時的任用職員は、昭和 61 年 3 月 31 日以前は社会保険に加入していない。」としている。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 7 月 1 日から 61 年 3 月 31 日までの期間に被保険者記録を有する同僚 8 人の記録を確認したところ、3 人が既に死亡しており、4 人が住所不明等で供述を得ることができず、所在が判明した一人から回答があったものの、当該同僚の業務内容を「Dではなく、EとしてA所に勤務していた。」とするとともに、社会保険の加入条件について、「特別な勤務だ

ったので、一般職員については不明。」と供述している。

なお、オンライン記録により、申立人は、当該期間において、国民年金被保険者として国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が所持する当該期間に係る申立人の人事異動通知書及びA所から提出されたC会が証明する申立人の履歴書により、申立人が当該期間において、A所のBとして勤務していたと認められる。

しかしながら、A所は、申立人について「それぞれの任用について任期が2か月以内のため、社会保険に加入していない。」としているところ、当該人事異動通知書及び履歴書により、当該期間における申立人の任用期間がいずれも2か月以内であったと認められる上、厚生年金保険法第12条（適用除外）により、「2か月以内の期間を定めて使用される者」は被保険者としないと規定されている。

また、申立期間②にA所における被保険者記録を有する同僚9人及び申立期間③に同事業所における被保険者記録を有する同僚12人に照会したところ、それぞれ3人及び二人から回答が得られたものの、当該期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては、いずれも「不明。」と供述しており、これを確認できない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間②において、国民年金被保険者として国民年金保険料を定額納付しており、申立期間③においても、国民年金第3号被保険者となっていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月ころから 43 年 4 月ころまで
昭和 42 年 10 月ころから 43 年 4 月ころまで株式会社Aにおいて、Bとして総務課に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるが、社会保険庁（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を受け、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚二人は、当該事業所には入社時に試用期間があったとしている上、そのうち一人は、当該事業所における自身の厚生年金保険料の控除開始時期について、「入社後 8 か月経過してから。」と供述しており、ほかの同僚一人も、「入社した若い社員の出入りが激しかったので、厚生年金保険には、入社後 3 か月ほど様子を見てから加入させていたと思う。」と供述している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた当時の自身の雇用形態を正社員と申し立てているが、同社は「臨時雇用と考えられる。」とするとともに、申立期間に係る人事記録及び給与関係書類も既に廃棄して保有しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月1日から20年3月10日のAで工場が焼失するまでB株式会社C工場Dとして勤務した。引き続き、同社のE村の工場にて同年8月15日の終戦日まで勤務した。当初、社会保険庁（当時）の記録は19年10月1日から20年3月10日までであったが、その後一部の記録が発見され19年9月1日から20年3月10日までの記録となっている。しかし、申立期間の記録がなく、その期間も厚生年金保険に加入していたと思うので被保険者期間と認めてほしい。

なお、昭和20年3月10日以降は適用事業所でない期間なので申立てはしない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の記録がB株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にあること、及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚8人に照会し、5人から回答を得られ、そのうち3人は、入社日から社会保険の被保険者資格取得日までの期間は6か月から1年4か月かかったとしており、入社直後から加入していない者が多かったことがうかがえる。

また、適用事業所名簿によると、B株式会社C工場は、昭和20年3月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっており、申立人に係る社会保険の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については確認することができない。

さらに、B株式会社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、いずれも資格取得日が昭和 19 年 9 月 1 日、資格喪失日が 20 年 3 月 10 日と一致している上、厚生年金手帳番号払出簿の資格取得日も 19 年 9 月 1 日となっている。

加えて、B 株式会社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立人の申立期間に係る健康保険番号は連番となっており欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から 47 年 10 月 11 日まで

② 昭和 52 年 1 月 26 日から 55 年 3 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月から平成 19 年 10 月に退職するまでA市のB工場で働いた。今回、厚生年金保険に未加入期間があることを知ったが、1年も2年も仕事をしなかったことは無く、申立期間①は株式会社Cに、申立期間②は有限会社Dに継続して勤務していた。調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が申立期間①の一部期間に株式会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、当該事業所は昭和 45 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、同日後については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の当該事業所における離職日は、申立人の厚生年金保険の資格喪失月と同月の昭和 42 年 4 月 30 日となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間①に、被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 8 人に照会し 7 人から回答を得たものの、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び事業主の供述により、申立人が申立期間②に有限会社Dに勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は申立期間②の昭和52年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、55年3月1日に再度適用事業所になっているのが確認できるほか、当時の事業主も厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間②の前後に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚一人に照会したが回答を得られず、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 17 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に A 校を卒業して、同校の紹介により、同校を卒業した友人とともに同年 4 月に B 町にあった有限会社 C に入社し、30 年 10 月 17 日までの期間において勤務した。同社は D していた。

同社には A 校の 1 年先輩が二人勤務しており、厚生年金保険に加入していたが、一方、私の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

当時の同僚の厚生年金保険の被保険者記録なども調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ高等学校を卒業して有限会社 C に同期入社した同僚及び同校から 1 年先に入社した先輩の証言から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社 C に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、健康保険の整理番号に欠番が無い上、申立人の名前及び申立人と同じ高校を卒業し同期入社したとする同僚の名前も無いことが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立人の 1 年前に同社に入社したとする申立人と同じ高校の先輩二人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも同社に入社したとする日から約 1 年後の昭和 29 年 3 月 26 日であることが確認できる。同僚の供述から、同社では年齢や勤務期間など一定の条件を設け、厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、オンライン記録、事業主の被保険者記録及び索引簿により有限会社Cは昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立内容について確認することができず、同僚からも申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に被保険者であったこと及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 21 日から 62 年 8 月 1 日まで

② 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 25 日まで

申立期間について、株式会社Aに勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険の被保険者の加入記録が空白となっているのが判明した。撮影日は特定できないが、当該事業所の社員旅行で撮影された写真があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aの当時の代表者及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の当該事業所の代表者は、「平成7年に破産管財人が当該事業所の破産整理を行うために、代表者印及び関係書類等も破産管財人に渡したために平成7年当時の厚生年金保険の加入状況について判明する資料は無い。」と供述している上、申立人については、「役職は非常勤相談役であり、また、勤務は週に1日程度、勤務時間は1時間から2時間程度であり、正社員としては登録していなかった。また、当該事業所の社会保険適用（昭和58年12月1日）当初は、申立人に対して厚生年金保険被保険者としての加入勧めたが、申立人は「厚生年金保険は、ほかの会社で加入しているので当該事業所では加入しません。」と申し出たために、給与は、社会保険料を控除しないで現金で手渡していた。」と供述している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間①以後に同社に入社し在籍していた元従業員及び申立期間②以前に同社に入社し在籍していた元従業員（20人）に申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について照会したところ、複数の元従業員は「申立人は株式会社Aの発起人の一人で、職種はBで、1日の勤務時間は1時間から2時間程度で、また、1週間に1日から3日程度の不定期で出勤時間も一定していなかった。」と供述している。

さらに、申立人に係る株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も確認できない。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、当該事業所は平成7年3月14日に破産宣告されており、当該事業所の関係書類は保存期限経過により廃棄されているため確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 47 年 3 月まで
上記申立期間に、Aに勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた嘱託員在職証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 2 日から 47 年 12 月 5 日までAに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は昭和 55 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、Aが適用事業所となった昭和 55 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した者に照会したところ、複数の者から、同年 3 月 1 日より前から同社に勤務していたが、同年 3 月 1 日より前は国民年金に加入しており厚生年金保険には加入していなかった上、保険料の控除もされていなかった旨の回答を得た。

さらに、申立人が記憶する同僚は、昭和 55 年 3 月 1 日より前にAに勤務したと供述しているが、申立人同様に厚生年金保険の記録は無い旨の回答をしている上、ほかの同僚も、41 年 6 月から 49 年 1 月までAに勤務したと供述しているが、申立人同様に厚生年金保険の記録は無い旨の回答をしている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業主は、当時の資料も無く不明としており、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 20 日から同年 4 月 16 日まで
私は、昭和 38 年 3 月中旬に A 所（現在は、B）C 科を卒業したが、卒業する前の同年 2 月 20 日ころから実習生として有限会社 D（現在は、E 株式会社）で働いて同年 4 月 16 日ころに同社を退職した。この期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。F で社会保険の未加入はあり得ないので申立期間を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B から提出された「訓練生指導要録」によると、申立人の卒業後の就職先は「G 社」と記載されているとともに、申立人が提出した有限会社 D の配置図、作業内容等のメモから申立人が当該会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B の「訓練生指導要録」によると、申立人の A 所における修了年月日は、昭和 38 年 3 月 16 日となっていることから、申立期間の一部は有限会社 D の見習実習生の期間であったものと考えられる上、当時の同僚 10 人に照会したところ、複数の同僚が「入社から 3 か月は試用期間で厚生年金保険被保険者期間ではない。」と回答していることを踏まえると、申立期間は試用期間であったと推認される。なお、有限会社 D の 36 年及び 37 年の厚生年金保険被保険者資格取得日を調査したところ、同社における 4 月 1 日の取得日になっている被保険者は無く、7 月 1 日の取得日になっている被保険者が複数確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、入社してから数か月の試用期間後から厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

また、申立人が A 所を一緒に卒業し有限会社 D に就職したと供述し、か

つ、Bの「訓練生指導要録」に申立人と同様に卒業後の就職先は「G社」と記載されている同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録も無い。

さらに、E株式会社に照会したところ、「申立期間に係る厚生年金保険の資料が保存されていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の届出については不明であり、給与からの厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立期間に係る同社における勤務状況及び給与からの厚生年金保険料控除については確認することができなかった。

加えて、有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、連番で払い出されており、欠番も無く申立人の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月 16 日まで
有限会社Aに勤務していたときの厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 35 年 12 月 16 日となっているが、同事業所で厚生年金保険料を給与から控除されたのは、同年 7 月からであった。厚生年金保険被保険者資格取得日を同年 7 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの元事業主の長男及び申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿で、申立人の申立期間である昭和 35 年 7 月 1 日（有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所になった日）に、同事業所で健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚を調査したところ、同日に被保険者資格を取得した者は役員（男性 3 人、女性一人）及び職人（11 人。いずれも男性）であり、女性の従業員（申立人を含め二人）で被保険者資格を取得した者は確認できず、申立人は、女性の同僚と一緒に同年 12 月 16 日に、同事業所で被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人と同日に、有限会社Aで厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私は、有限会社Aで、申立人より前の昭和 34 年ころから働いていたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日になっている。私と申立人の厚生年金保険の加入時期については、事業所が意図して行ったことだと思う。また、厚生年金保険料を給与から控除された時期については分からない」と供述している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

加えて、有限会社Aの元事業主の長男は、「当時の事業主と事務担当者は死亡しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は残されていない。申立人の申立期間に、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行ったか、保険料を納付したかは不明である」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

A株式会社を昭和 47 年 8 月 25 日に退社して、直後の同年 9 月に有限会社Bに入社した。同社での厚生年金保険の記録は、被保険者資格を取得したのが、48 年 8 月 1 日となっているが、47 年 9 月から厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が昭和 47 年 9 月から有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が保管している国民年金手帳（厚生年金手帳）には、厚生年金保険の記録欄に、申立人が有限会社Bで昭和 48 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得したことが記載されている。

また、当時の同僚 11 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうち二人は、申立人が申立期間に有限会社Bに勤務していたと供述しているが、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたかについては不明であると回答している上、同社で申立人と同日の昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の一人は、同社に入社したのは 47 年の春か 48 年の春だと思うが、入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

さらに、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 48 年 8 月 1 日との記録があり、申立期間における記録は確認できなかった。

加えて、有限会社Bの事業主からは、申立人の雇用期間、厚生年金保険の届出及び申立期間に厚生年金保険料を給与から控除していたかは、資料が無いため不明であるとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月ころから 52 年 2 月ころまで
株式会社Aの同僚から同社で働くように勧められ、昭和 51 年 7 月から約 7 か月勤めた。自分を除き複数の元同僚は厚生年金保険被保険者となっており、元同僚からは社会保険適用事業所と聞いていたことから、給与から厚生年金保険料を天引きされていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aで勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において欠番も無く連続しており、申立人の氏名も無いことが確認できる上、申立人を同社で働くように勧めた元同僚は、事業主が会社経費を抑えているため自身の厚生年金保険被保険者資格取得については手続を渋々行ったことから、申立人の被保険者資格取得の手続を行わなかったこともあり得ると供述している。

また、事業主に対し照会を行ったものの、回答を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A担当として株式会社Bに勤務し、昭和 48 年 6 月に会社の意向に従い厚生年金保険に加入した。当時の月給は 20 万円から 22 万円ぐらいであったが、社会保険庁（当時）の記録では標準報酬月額が異常に引き下げられているので、当時の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、再びC担当責任者として株式会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入した。当時の月給は 43 万円から 45 万円ぐらいであったが、社会保険庁の記録では標準報酬月額が異常に引き下げられているので、当時の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A担当及びC担当責任者として株式会社Bに勤務し、申立期間①の給与額は 20 万円から 22 万円ぐらいであり、申立期間②の給与額は 43 万円から 45 万円ぐらいであったが、株式会社Bに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与額から算定した標準報酬月額とは異なり、著しく減額された記録となっているとして申し立てている。

しかしながら、株式会社Bは昭和 61 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認ができないとしている。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した

ものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

さらに、当該名簿によると、申立期間①の期間内の昭和48年10月1日に厚生年金保険の標準報酬月額の時決定が行われ、申立期間②の期間内の56年12月1日に標準報酬月額の随時改定が行われているが、当該決定及び当該改定は、採用後一定期間経過後に給与の昇給があり、その都度、事業主の届出に基づいて決定及び改定されたものとするのが自然である。

加えて、申立期間①に係る株式会社Bの雇用保険の加入記録は無いが、その後の加入記録は、昭和49年6月1日取得、同年8月15日離職、賃金支払月額8万円、50年6月1日取得、同年9月10日離職、賃金支払月額20万円となっており、申立期間②に係る加入記録は、55年6月2日取得、58年1月13日離職、賃金支払月額31万円となっていることが確認できる。

また、当時の役員の一は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、自分についての標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない。申立人の給与額についても記憶に無い。」と供述している上、当時の経理担当者であった3人の同僚も、「申立人が勤務していた記憶はあるが、給与額などについては忘れてしまった。また、当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、自分についての標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない。」と供述している。

さらに、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当時の顧問税理士は所在が不明であることから確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

私は株式会社AのB担当として勤務していたが、昭和 48 年 4 月に会社の意向で厚生年金保険に加入した。当時の月給は、報酬、賞与、昇給分込み 15 万円であり、所得税、社会保険料等を差し引き、手取りは 12 万円以上あった。しかし、社会保険庁（当時）の記録では標準報酬月額が異常に引き下げられているので、当時の報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の給与額は、報酬、賞与及び昇給分込み 15 万円であり、所得税、社会保険料等を差し引き、手取りは 12 万円以上あったが、社会保険庁の記録は、当時の給与額から算定した標準報酬月額とは異なり、著しく減額された記録となっているとして申し立てている。

しかしながら、株式会社Aは昭和 61 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認ができないとしている。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

さらに、当該名簿によると、申立期間内の昭和 48 年 8 月 1 日、49 年 8

月1日及び50年7月1日に厚生年金保険の標準報酬月額が随時改定が行われているが、当該改定は、採用後一定期間経過後に給与の昇給があり、その都度、事業主の届出に基づいて改定されたものとするのが自然である。

加えて、複数の同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、自分についての標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない。」と供述している。

また、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当時の顧問税理士は所在が不明であることから確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月7日から29年6月1日まで
昭和28年7月7日からA株式会社B営業所でCとして勤務、その後、同営業所は31年8月にD町に移転し、E営業所として営業を継続し、自分も継続してE営業所でCとして勤務した。続いて、F営業所やG営業所で勤務をした後、39年ころから同社の本社管理部門に異動となり46年6月30日まで勤務したが、B営業所で勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B営業所については、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期においてA株式会社B営業所に勤務していたことはいくらかがえる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる7人に照会し、回答が得られた3人のうち、二人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、一人は入社日とする日から4か月、もう一人は半年後に資格を取得していることが確認できる。

また、A株式会社は、「申立人が勤務していたことを確認できる人事関係資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間において勤務していたこと及び厚生年金保険料を控除していたことを確認することはできない。A株式会社の健康保険組合も平成16年3月31日付けで解散し関

係資料を保管していないため、加入期間の確認ができない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 11 日まで
② 昭和 23 年 11 月 1 日から 24 年 11 月 1 日まで
A株式会社 (昭和 35 年 9 月 1 日付けで、株式会社Bに名称変更) に 20 年 10 月に入社し、62 年 9 月 11 日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間が空白となっているのは考えられないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間当時、A株式会社において、厚生年金保険被保険者記録があった同僚のうち、連絡の取れた3人の供述により、申立人が昭和 20 年 10 月ごろから同社に勤務していたことは推認できる。

2 申立期間①について、A株式会社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿で申立期間当時に加入記録のある同僚3人のうち、申立人より早くから当該事業所に勤務している者は、「当該期間は工場の復興時期で、しばらくは事務担当者がいない時期でもあった。当時、試用期間があったのかもしれないが、断定はできない。」と述べており、ほかの同僚二人は、試用期間があったかどうかは不明としている。

また、事業主に照会したところ、「当時の社会保険関係等の書類が一切保存されておらず、申立人の申立期間当時の資格取得日、喪失日、保

険料控除等については不明。」との回答であった。

さらに、A株式会社の健康保険労働者年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和21年1月11日で、資格喪失日は23年11月1日と記載されており、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①に係る給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった上記3人のA株式会社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿によると、同僚のうち、一人は、資格喪失日は昭和21年4月30日で、再取得日は24年7月1日、ほかの同僚は、資格喪失日は21年12月30日で、再取得日は24年4月1日、残る一人の同僚は、資格喪失日は21年4月30日で、再取得日は23年12月10日となっており、3人についても申立人と同様に被保険者期間が空白となっている。

また、当該同僚のうち一人からは、「私は、申立人とは多少時期は違うが約2年間のブランクがあり、その間、C地の店舗で手伝い、給与はお店からもらっていたと思う。」との供述があり、ほかの同僚からは、「私は、昭和20年ころから2年くらいの間（実際は、21年4月から24年6月までの間）、被保険者記録が無い。期間の空白時期に保険料を給与から控除されたかどうかは不明だが、その間、C地にDの店舗を出すので、建築を手伝ったりした。」との供述があった。さらに、残る一人の同僚は、「昭和25年に独立した際に、会社に厚生年金保険の件について問い合わせたが、加入していないと言われ、その後、国民年金に加入した。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年4月まで
② 昭和38年4月から43年6月まで

私は、申立期間①については、昭和34年4月から35年4月までA院（現在は、B院）C課に勤務し、申立期間②については、38年4月から43年6月までD株式会社にEとして勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時にA院C課に勤務していた複数の同僚及びC課を記憶しているほかの複数の同僚は、申立人が勤務していたことについて「不明」と供述している上、事業主は、「申立人の申立期間について、雇用していたかどうか不明。」と回答していることから、申立人が申立期間①においてA院に勤務していたことを確認できない。

また、複数の同僚はA院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年4月1日以前から同病院に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険料の控除については「控除されていない。」と供述している上、同僚の一人が提出した35年2月分の給与支給明細書では厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、事業主は、「病院の診療開始は昭和33年*月*日からであるが、厚生年金保険の適用事業所（35年4月1日適用）になるまでの期間、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、A院に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立期間当時D株式会社に勤務していた複数の同僚は申立人が勤務していたことについて「不明」と供述し、ほかの一人は「Fで社員ではない。」と供述しており、経理・社会保険の事務を担当していたほかの二人も申立人を記憶していないと回答している上、同社の元取締役は、「申立人の申立期間について、雇用していない。」と回答していることから、申立人が申立期間②においてD株式会社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、当時勤務していた複数の同僚は「不明」と供述しており、同社の元取締役は、「請負先のため控除していない。」と回答している。

さらに、D株式会社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、また、事業所の事業所別被保険者名簿においても、申立期間②に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 9 日から 58 年 10 月 1 日まで
昭和 57 年 11 月 9 日から A 区の B 院に勤務し、58 年 9 月末に退職したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間当時、B 院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないところ、事業主は、同事業所は従業員数が少なく厚生年金保険加入の手続を行ったことは無いことから、厚生年金保険料を控除したことも無く、従業員には国民年金の加入手続を行うよう勧奨していたと供述しており、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶は定かではないと供述している。

なお、申立人及び事業主の供述による申立期間における従業員数から、同事業所は強制適用事業所ではなかったと推認される。

また、C 組合では、当該事業所は昭和 45 年 11 月 1 日の開院当初から C 組合に加入しており、C 組合によれば、加入事業所が厚生年金保険適用事業所である場合はその旨記録されているが、同事業所が厚生年金保険適用事業所であった記録は無いと回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで
株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額を平成 8 年 11 月にさかのぼって引き下げられた。訂正前の記事に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記事によると、申立人が、申立期間当時、代表取締役役に就いていた株式会社Aは、平成 10 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の 8 年 11 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額については、適用事業所ではなくなる前に 98 万円から 30 万円に遡及して減額処理し、さらに、適用事業所ではなくなった後の同年 11 月 24 日付けで、30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、申立人の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に減額処理されたことについて、社会保険事務所（当時）に出向き株式会社Aの滞納保険料の解消として、申立人及び役員の標準報酬を遡及して引き下げる旨の説明を受けた上で、申立てに係る関係書類に自ら印を押し、98 万円から減額処理された際も、同様に社会保険事務所の指導を受けたと供述していることから、申立人は、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月27日から同年10月1日まで
② 平成4年8月26日から同年9月1日まで

年金記録について照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私は、平成元年11月1日に株式会社Aに入社し、その後株式会社Bに名称変更した後も継続して勤務し、4年8月末に退職した。雇用保険の被保険者記録も同様となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の一人が、申立人は平成3年9月30日まで株式会社Aに勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間①当時における同事業所の被保険者9人の被保険者資格の喪失日について見てみると、同事業所が適用事業所ではなくなった平成3年10月1日が喪失日とされている者は、事業主を含め二人であり、その他申立人を含め7人は3年9月27日が喪失日とされている上、同年10月1日には、当該9人（事業主を含む）のうち8人が、同事業所の事業主が事業主となっている株式会社Bにおいて被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、回答があった申立人と同様に空白期間のある同僚4人は、全員、資格喪失日は間違いなく旨を供述している上、うち一人はオンライン記録により、平成3年9月の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。そのほかの3人については、給与から厚生年金

保険料が控除されていたかどうかについて、記憶に無いと供述している。

また、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

さらに、企業年金連合会に照会したところ、申立人の厚生年金基金の資格喪失日は、オンライン記録と同日の平成3年9月27日であることが確認できた。

- 2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、離職日は株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年8月26日より後の同年8月31日となっていることが確認できるものの、オンライン記録によると、申立人と同じ同年8月26日に同事業所の厚生年金保険の資格を喪失した同僚二人（うち一人は死亡）は、同日に国民年金に加入し、同年8月の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、うち生存している一人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては、記憶に無いと供述している。

また、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

- 3 株式会社A及び株式会社Bの事業主は同一人物であったが、当該事業主から、本申立てに係る具体的な供述は得られなかった。

なお、申立人は、株式会社Aから株式会社Bに名称変更したとしているが、商業登記簿により、事業主は同一人物であるものの、両社は別会社であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 52 年 6 月ころまでの間の 1 か月から 2 か月

昭和 51 年 11 月から 52 年 6 月ころまでに、期間は定かではないが、A株式会社及びB株式会社に勤務していたが厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A株式会社に勤務していたとしているが、申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であったことが確認できる同僚3人から回答があったが、いずれも申立人の記憶は無いと供述しているなど、当時の勤務状況を確認することができない上、雇用保険の被保険者記録も無い。

また、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を確認したが、申立人の氏名は確認できないと供述している上、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における健康保険証番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。なお、事業主は、パートは厚生年金保険に加入させていないと供述している。

2 申立人は、B株式会社に勤務していたとしているが、申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であったことが確認できる

同僚二人から回答があったが、いずれも申立人の記憶は無いと供述しているなど、当時の勤務状況を確認することができない上、雇用保険の被保険者記録も無い。

また、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を確認したが、申立人の氏名は確認できないと供述している上、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における健康保険証番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。なお、事業主は、勤務時間が通常社員の4分の3未満のパートは厚生年金保険に加入させていないと供述している。

さらに、B株式会社が加入するC基金に照会したが、申立人の申立期間における加入記録は無いとしており、同じく同社が加入するD組合にも照会したが、資料の保存期間経過のため申立人の記録は確認できないとしている。

- 3 申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 3 月 30 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
③ 平成 3 年 10 月 16 日から同年 12 月 11 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。

申立期間①のA株式会社には昭和 45 年 3 月 30 日まで勤務していたが、同社ではBしたり、株式会社Cに出向して、Dしていた。また、E株式会社にも出向しFしていた。

申立期間②の有限会社Gには、A株式会社での出向先で知り合いになった有限会社Gの社員（氏名は記憶無し）の紹介で昭和 45 年 4 月 1 日に入社し、H株式会社 I 工場に出向してJしていた。

申立期間③の株式会社Kには、Lということで入社したが、しばらくは見習期間で仕事は同社M工場でのO作業であった。子供が幼かったので健康保険は続けて加入していたはずである。

これら申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶していた一人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は昭和 45 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明のため関係資料

も無く、申立ての事実について供述を得ることもできなかった。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は社会保険事務所に対し昭和 45 年 2 月 7 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、申立人のA株式会社における雇用保険被保険者記録は無い。

なお、申立人が出向していたとする株式会社C及びE株式会社のオンライン記録において申立人の氏名を検索するも、該当する者は確認できなかった。

- 2 申立期間②については、複数の同僚が申立人を記憶しており、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社Gに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時厚生年金被保険者であった同僚に照会したところ、入社1か月後に社会保険に加入したと供述している者がいる一方、入社後6年を過ぎてから加入したと供述している者もあり、当該事業所における社会保険への加入は従業員によって取扱いが異なっていたことが推認できる。

また、同僚の一人は、「発注先企業との契約は労務管理がきちんとなされていることも条件であったが、社員の中には社会保険への加入を拒んでいる者がいて困ったと当時の社長がこぼしているのを聞いたことがある。社長はきちんとした人で従業員の給与から保険料を控除しながら厚生年金保険への加入届を出していないということは無い。」と供述している。

さらに、有限会社Gの現事業主は、同社は平成 15 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び関係者は既に死亡しているため関係書類は残っておらず、当時の状況は分からないと供述している。

加えて、厚生年金保険被保険者記録と雇用保険被保険者記録の資格取得日は一致している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、当該事業所の資格取得時に新しい厚生年金保険被保険者記号番号が付番されていることも確認できる。

なお、申立人が出向していたとするH株式会社I工場のオンライン記録において申立人の氏名を検索するも該当する者は確認できなかった。

- 3 申立期間③については、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、株式会社Kにおいて申立期間③に厚生年金保険被保険者であった同僚 15 人に照会したが、回答のあった 14 人すべてが申立人を記憶しておらず、このうちの二人の同僚は当該事業所では1か月から2か月くらい

の見習い期間があったため、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

また、事業主は、「平成3年1月以降入社した社員の資料を確認したが申立人の記録は無い。全社員の記録が残っており、社会保険事務所にも全員分を届け出ていたはず。」と供述している上、当該事業所に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）において、健康保険被保険者番号も連番で付番され欠番が無いことが確認でき、かつ、雇用保険被保険者記録も無い。

さらに、〇市は、申立期間③の一部は国民健康保険被保険者期間であると回答している上、オンライン記録において、申立人の妻は、申立期間③は国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納付しており、平成3年12月11日に申立人が別会社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際に国民年金第3号被保険者に種別変更されたことが確認できる。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 2 日まで
② 昭和 48 年 6 月 1 日から 51 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①は、有限会社Aに勤務しBの仕事をしていた。申立期間②は、C区のD社に勤務しBの仕事をしていた。同事業所で使用していたEも記憶している。申立期間③は、F市のG社（現在は、有限会社H）に勤務していた。どの会社でも正社員であったので、これら申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、有限会社Aの元事業主及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「当社は平成7年8月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料も無いため、申立人が勤務した期間及び厚生年金保険料の控除については不明である。また、当時は従業員数が多い上に従業員の出入りが非常に多かったため、正確な従業員の数には分からないが、少なくとも入社後3か月間は厚生年金保険の届出は行っていなかった。3か月以内で退社した者や社会保険に加入することを拒んだ者も多かったため、従業員10人のうち6人は社会保険に加入させていなかったと思う。」と回答

している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚 11 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 4 人は自分の記録に誤りは無いとしており、残りの一人は年金加入日と入社日に 1 か月の相違があるとしているものの、申立人の記録については分からないとしている。

なお、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立人及び申立人が記憶している同僚は C 区所在の「D 社」に勤務したと主張しているが、厚生年金保険適用事業所名簿において C 区内に該当する事業所が見当たらない上、I 局に照会するも、類似の名称を含む登録事業所は C 区内に無いとの回答があった。

また、I 局に照会したところ、C 区に「J 社」が所在していたことが判明したが、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿において、昭和 40 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険適用事業所となり、43 年 2 月 25 日付けで適用事業所ではなくなっていることが確認できた。なお、当該事業所は商業登記簿により、平成 4 年 6 月 * 日に法人化され（有限会社 K）、18 年 6 月に L 町に移転していることが確認できるとともに、オンライン記録により、22 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できた。そこで、当該事業所の事業主に申立てに係る事業所との関係について照会したところ、当該事業主は、両事業所の一体性を認めた上で、「C 区において個人事業所として厚生年金保険に加入していたことはあったが、昭和 43 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなってから平成 22 年 2 月に再び適用事業所となるまでは厚生年金保険に加入していないため、その間は従業員から厚生年金保険料を控除していないはずである。当時の関係書類が保存されていないので申立人の勤務状況については全く分からないし、また、申立内容にある営業先や使用していた E も申立期間当時の状況とは相違している。」と回答している。

さらに、当該被保険者名簿で確認できた同僚 11 人のうち照会できた 5 人は、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

- 3 申立期間③については、G 社は厚生年金保険適用事業所名簿により、「有限会社 H」の名称で昭和 59 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当時の事業主は既に死亡し関係書類

は保存していないため申立人の勤務状況等については不明であるが、当社は昭和 56 年 6 月 16 日に法人化されたものの、59 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は先代社長を含めて 4 人での経営であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったため、その間は私を含め国民年金に加入していた。厚生年金保険加入前に、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

さらに、当該事業所が厚生年金保険適用事業所として加入した際に被保険者であった同僚 3 人に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

- 4 すべての申立期間について、申立人が、各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等はない上、雇用保険被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 28 日から 35 年 10 月まで
② 昭和 35 年 11 月から 36 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、高校卒業後、叔父の経営するA株式会社に昭和 29 年 4 月から 35 年 10 月まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、勤務した覚えのない有限会社Bの厚生年金保険に 29 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 28 日まで加入となっている。

申立期間②については、昭和 35 年 8 月に、A株式会社が、有限会社B（C部門）とD株式会社（E部門）に分社し、叔父がD株式会社の事業主となった。私も、同年 11 月からD株式会社に勤務したが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者記録が、同年 11 月から 36 年 3 月まで無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A株式会社に昭和 29 年 4 月から 35 年 10 月まで勤務していたと主張しているが、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、29 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、31 年 7 月 28 日に資格喪失していることが確認できる上、事業主である叔父も同社の厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、F株式会社は、昭和 31 年 8 月 5 日に、有限会社Bに適用事業所名が変更していることが、適用事業所名簿及び有限会社Bが提出した「事業所の名称変更届」により確認できる。

また、申立人は、昭和 35 年 8 月に、有限会社BとD株式会社が分社したと供述しているが、商業登記簿謄本によると、有限会社Bは、31

年7月18日に設立され、D株式会社は、同年7月17日に設立されていることが確認できる。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、D株式会社の事業主は、同社が設立された昭和31年7月17日にF株式会社の被保険者資格を喪失し、申立人も同年7月28日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、申立人は、D株式会社設立の時から同社に勤務していたと供述している上、有限会社Bの事業主も同様に回答している。

- 2 申立期間②については、申立人及び同僚の供述により、申立人がD株式会社設立の時から同社に勤務していたことがうかがえるものの、適用事業所名簿により、同社は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所となった昭和37年12月1日に被保険者資格を取得した事業主と申立人を含む5人のうち、連絡先が判明した同僚一人に照会するも回答は無く、申立期間②に係る保険料控除については不明である。

さらに、申立期間当時の事業主は死亡しているため、現在の事業主に照会するも当時の資料は無く、届出及び保険料控除に関しては不明と回答している。

なお、申立人は、昭和36年4月から当該事業所が適用事業所となる前月の37年11月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、当時の事業主は、F株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、D株式会社において被保険者資格を取得するまで、年金の加入記録が確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 5 月 7 日まで
② 昭和 49 年 11 月 ころから 50 年 4 月 ころまで
厚生年金保険の加入状況を確認したところ、昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 5 月 7 日までの間に空白期間及び A 株式会社の被保険者記録があるが、当該期間は B 有限会社に継続勤務しており、同社を辞めた後、申立期間②については A 株式会社に勤務したはずなので、正しい記録に訂正して、記録の無い期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当該期間も継続して B 有限会社に勤務していたと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 46 年 5 月 1 日に資格を取得し、47 年 8 月 1 日に喪失し、同年 8 月 24 日に健康保険証を返納したこと、及び 48 年 5 月 7 日に資格を再取得し、49 年 11 月 21 日に喪失したことが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、事業所番号が同一である事業所での被保険者記録が、昭和 45 年 10 月 7 日から 47 年 7 月 31 日までの期間及び 48 年 5 月 7 日から 49 年 11 月 20 日までの期間となっており、申立期間①における当該事業所に係る被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者記録が昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 4 月 1 日までとなっているところ、雇用保険の被保険者記録においても期間が合致する記録が確認できる。

なお、適用事業所名簿によると、B 有限会社は昭和 46 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人に係る雇用保険の被保

険者記録における45年10月7日から46年4月30日までの期間は適用事業所ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A株式会社に勤務したのはB有限会社を退職した後であったと主張しているところ、当該期間直前について、2度目のB有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、「C」姓から「D」姓に氏名変更していたことが確認できる上、申立人が主張しているA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、氏名が「E」となっている。

また、事業所名は不明であるが、資格取得日が昭和47年11月20日、離職日が48年3月31日である雇用保険被保険者記録があることが確認でき、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と合致している。

さらに、A株式会社の元同僚によると、申立人の後任として昭和48年7月に採用されたと聞かされたとしており、これらの事情から、申立人が当該事業所に勤務したのは同年7月以前であったことがうかがわれる。

- 3 以上のことから、申立人はB有限会社に昭和45年10月7日に入社、47年7月31日に退職し、48年5月7日に再度入社したものと認められ、また、改姓したのはA株式会社に勤務後、同年5月7日に資格を再取得したB有限会社勤務時であること、A株式会社における厚生年金保険の被保険者記録は旧姓である「E」であることから、A株式会社の勤務時期をB有限会社における2度目の被保険者資格を喪失した後と認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

A校在学中の昭和 34 年 9 月 1 日から正社員ということでB社に勤務した。そして、35 年 3 月に同校を卒業し、そのまま勤務し、同年 10 月に退社した。1 年 1 か月勤め、その間、厚生年金保険に加入していたのに、1 か月間しか厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。厚生年金保険料は、34 年 9 月分給与から天引きされていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の事業主は、既に他界しており、その事業主の子息は「同社は 20 数年前に解散した。」と供述している上、商業登記簿謄本で確認できる元役員 4 人に照会した結果でも、一人は、既に他界している上、ほかの 3 人も、宛先不明で送達することかができなかったことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人が、名前を挙げている当時の同僚二人のうち、一人は既に他界しており、照会できた一人は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間において申立人が勤務していたか否かについてまでは覚えていないと供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 35 年 9 月 1 日となっており、訂正等が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から 58 年 1 月 21 日まで

私は、A株式会社の代表取締役であったが、昭和 57 年から 58 年までに厚生年金保険料を滞納したため、社会保険の手続を委託していたB会の社会保険労務士から先付小切手でいいから払ってほしいと言われ、そのとおり先付小切手で納付した。結局、A株式会社は倒産したため、先付小切手は不渡りとなったが、社会保険事務所（当時）への連絡と保険料の再納付手続はしなかった。その不渡りとなった先付小切手に相当する金額が、私の厚生年金保険の記録から差し引かれているような気がするので、そのような事務処理がなされたのであれば、元の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当初、申立人は申立期間のうち、昭和 55 年 6 月 30 日から 56 年 8 月 1 日までは被保険者期間とされていたが、58 年 1 月 21 日にA株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年 5 月 9 日付けで 55 年 6 月 30 日にさかのぼって資格喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本の一部の保存期間経過により、申立人がA株式会社が設立された昭和 51 年から同社の代表取締役に就任したかは不明であるものの、少なくとも 55 年 2 月 18 日から同社が消滅した 58 年ころまで代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われた昭和 58 年 5 月ころは、事業の借金があり姿を隠していたため、被保険者資格の喪失処理に係る届出が誰によって提出されたかは分からない。

いと主張しているが、申立人は、A株式会社が57年から58年までは厚生年金保険料を滞納していたこと、倒産直前に振り出した先付小切手が不渡りになったこと、及び同社の倒産の事実の社会保険事務所への連絡と保険料の再納付手続を行わなかったことを認めている。なお、社会保険の事務手続を委託していたとするB会は、平成4年3月31日に廃止となっており、代表者の連絡先が不明のため、当時の状況を確認することはできなかった。

また、申立人は、A株式会社の当時の取締役及び従業員に対する照会については、行なわないことを強く希望しているため、同僚照会を行うことはできなかった。

これらのことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理については、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの被保険者資格喪失日に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 63 年 7 月まで

私は、昭和 53 年 1 月から 63 年 7 月まで、A 町にあった B 株式会社に勤務した。当該期間は厚生年金保険に加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 1 日から 62 年 11 月 30 日までの期間について B 株式会社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録並びに事業主の家族及び同僚の供述から認められる。

しかしながら、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿には同社の名称は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所であったと確認することはできない。

また、B 株式会社の元取締役で、当時の事業主の家族は、「B 株式会社の経営に関することは、父がすべて行っていたので詳しいことは不明だが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、同僚も「B 株式会社は、厚生年金保険に加入していなかった。私も B 株式会社勤務期間は、国民年金に加入していた。」旨の供述をしている。

さらに、オンライン記録から、申立人の昭和 55 年 4 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料が納付済みであること、及び C 市において 52 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間中の昭和 63 年 1 月 27 日から同年 4 月 30 日までは、D 株式会社（現在は、E 株式会社）に勤務していたことが雇用保

険被保険者記録から確認できるが、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年5月22日からであり、同社の事業主も「当時、社員は多くても二人であったので、厚生年金保険の適用要件を満たしておらず、加入していなかった。」と供述している上、申立人も同社での勤務期間中は、厚生年金保険に加入していなかったことを認めている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 22 日から 47 年 10 月 22 日まで
私は、A株式会社B工場に昭和 22 年 4 月 1 日に入社し、25 年 11 月にC工場に転勤し、47 年 10 月 22 日に退職した。しかし、厚生年金保険の加入記録は 46 年 10 月 22 日となっており 1 年間記録が無い。私は会社に 25 年以上勤務していたことは間違いないので、この加入記録を 1 日も早く訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年 10 月 22 日までA株式会社に勤務していたと主張しているところ、申立期間の勤務実態を証明する確たる証拠は不明であるが、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B組合の職員から提出された健康保険台帳（写し）には、申立人のA株式会社に係る記録について、昭和 46 年 10 月 22 日退社と記録されているのが確認できる。

また、申立人が申立書に「最も信用できるもの」としているD公共職業安定所の職業紹介記録及び失業保険受給記録は保存されていないが、申立人の雇用保険の離職日に係る記録は昭和 46 年 10 月 21 日とあり、厚生年金保険における資格喪失時の記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ころから34年ころまで

A社B所で昭和32年ころから34年ころまで住み込みで勤務していた。C年金事務所によるとその期間の厚生年金保険被保険者の加入記録が無いとのことである。しかし、その当時、弟も同じA社D所に住み込みで勤務しており、厚生年金保険被保険者記録がある。弟と同様にA社のE所に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B所について、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同所を引き継いだその息子（現事業主）は申立人が勤務していた記憶があるとしていることから、申立人が同所に勤務していたことはうかがえるものの、現事業主は、申立期間当時、社会保険については、F会を通じて加入していたとしているが、当時の関連資料が無く、申立人に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたか否かについては不明としている。

また、既に適用事業所でなくなったE会の社会保険加入者一覧（台帳）を保管しているG会（法人格のない任意団体）に対し、同一覧に申立人の氏名が無いか照会したが、昭和37年5月以前に資格喪失した者の記録は無いとしており、申立人の氏名を確認することはできなかった。なお、同会の事務担当者は、Fの当時の担当者から伝えられたこととして、「E所の従業員のすべてがFに加入したわけではなく、E所から依頼のあった従業員について加入手続を行っていた。」と供述している。

さらに、Fにおいて申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録のある者

及び申立人が挙げた同僚に照会し、複数の者から回答を得たが、同僚の一人は、申立人がA社B所に勤務していたことを記憶しているが、「申立人の勤務期間は、申立期間より短い期間であった。事業主から厚生年金保険に従業員も加入する旨を告げられたのは昭和 33 年 6 月ころだった。従業員の勤務成績、勤務期間等により厚生年金保険への加入者の選別を行っていた。」と供述しており、当該同僚のオンライン記録でも 33 年 6 月 15 日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、Fに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の弟の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

その上、A社B所における申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い上、申立人も保険料控除に係る具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 40 年 6 月 1 日まで
高校卒業と同時に株式会社Aに入社し、昭和 62 年 10 月に退社するまで同社でBとして勤務してきたが、同社での厚生年金保険加入記録は 40 年 6 月 1 日からとなっており、申立期間の加入記録が無い。申立期間当時は、同社のC所、D所、E所及びF所の各現場で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚等、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、株式会社Aで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aが提出した申立人の人事記録台帳（退職者用）及び厚生年金保険被保険者整理名簿には、申立人は昭和 40 年 6 月 1 日に採用され、同日付けで被保険者資格を取得した旨の記載があり、これについて、同社人事部では、「申立期間における申立人の在籍が確認できないので、申立人は当時、現地採用の従業員であったと思われる。当時、厚生年金保険への加入は正社員だけであり、有期雇用の扱いであった従業員は、正社員への昇格を前提とした配属先の異動はあったものの、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、同僚照会で入社時期が確認できた4人の同僚は、いずれも入社3年後から10年後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち、申立人と同じ高校を卒業し、同時に入社したとする同僚は、「我々は現地採用の従業員であり、入社時に会社から正社員にならないと厚生年金保険に加入できないとの説明を受けた。私は2年後に申立人とは別の現場に異動

となったが、正社員となったのは昭和 41 年 8 月で、それまでは厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べていることから、株式会社 A では、当時、現地採用者については、正社員となるまでの間は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが推認できる。

さらに、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、また、適用事業所名簿でも申立期間における申立人の配属先が適用事業所であった記録は見当たらない。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 28 日から 38 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）からのねんきん特別便で、A 株式会社に勤務していた昭和 33 年 3 月 28 日から 38 年 3 月 1 日までの標準報酬月額が、給与の支給額と異なっていることを知った。
平成 12 年 12 月に在職者は報酬月額の訂正をしたが、退職者については放置されたという話を A 株式会社 B 部（当時）の C 氏が前任者（総務部の D さん）から聞いたと話しており、申立期間当時の源泉徴収票を保管しているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 35 年、36 年及び 37 年の給与所得の源泉徴収票並びに E 組合から提出された当該各年に係る各社別年間臨時手当一覧表から、申立人の当該各年に係る平均給与月額を試算したところ、35 年分は 1 万 2,576 円（源泉徴収票の給与の支払金額 15 万 912 円、賞与等の支払金額 2 万 9,491 円と記載）、36 年分は 1 万 4,000 円（年間臨時手当一覧表における A 株式会社の決定額は「基準額」の 29.5 割、乗船手当率 2.0 割）、37 年分は 1 万 6,000 円（源泉徴収票の給与支払金額 24 万 9,390 円、年間臨時手当一覧表における A 株式会社の決定額は「基準額」の 30 割）となり、いずれも、申立人の A 株式会社に係るオンライン記録に記載されている標準報酬月額 1 万 2,000 円（33 年 3 月の被保険者資格取得時決定）、1 万 4,000 円（36 年 4 月 1 日の月額変更）、1 万 6,000 円（37 年 6 月 1 日の月額変更）におおむね合致している。

また、A 株式会社にかつて勤務し、当時の事情を知る F 株式会社 G 部の

H氏は、同社の標準報酬月額算出方法について、i) 休暇中の本給(ほかにI時の本給がある)を使用したので、低く表示されることがあったのではないか、ii) Jには「K」というものがあり、1年を通じてJ所有者に使用されLによって報酬の額が異なる者はあらかじめ過去1年間のI中の報酬・手当等の総額が、本人本給(M中の賃金)の何パーセント増になっているかを算出し、その率を各人の本給に乗じて報酬月額を算定している場合があると供述している。

さらに、上記H氏は、申立人の「平成12年12月には在籍者は報酬月額の訂正をしたが退職者については放置されたという話をA株式会社B部のC氏が前任者(総務部のDさん)から聞いたと話している」との申立てについて、「A株式会社B部のCは自分であると思うが、一般的な定時決定などのことは説明したことがあるが、過去の報酬月額を訂正したなどとは言っていない」としている。なお、このことに関連して照会したE組合の担当者は、A株式会社に不正があった、という評判は聞いていないとするほか、当時の申立人の同僚(ただし、N勤務)二人に照会をしたところ、当時同社の経営は順調で健全であり、うち一人は昭和32年から36年までN勤務者の標準報酬手続や書類の作成等を担当したが同社は不正を最も嫌う社風であり、O社会保険事務所(当時)からも高く評価されていたと供述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、A株式会社は、平成15年12月10日に解散しており、事業主は不明である上、当該事業所の解散時の代表清算人への照会においても回答を得ることができなかったことから、事業主による申立人の給与額に係る資料の提出を得ることができなかった。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く(前記源泉徴収票を除く)、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 6 月 13 日まで

私は、昭和 39 年 8 月に A 町に所在した株式会社 B へ入社し、41 年 6 月に次の会社に入社する直前まで継続して勤務したが、同社における厚生年金保険の記録が 40 年 5 月 1 日から 41 年 6 月 13 日まで空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同社においては、経理事務に二人で従事しており、もう一人の同僚の名前は記憶していないが、ほかに事務員として C さんが勤務していたのを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所である株式会社 B は本店が D 地に所在し、昭和 42 年 7 月 27 日に解散していることが同社に係る登記簿謄本から確認できるが、当該事業所の元役員であった E 氏は、「株式会社 B の代表者は実兄の F であるが、同人は平成 21 年 10 月に亡くなっており、当時の関係資料は残っていないため、申立内容については全く不明である。」としており、申立内容の確認ができない。

また、申立人が同じ株式会社 B の G 支店に勤務していたとしている同僚数人は、申立人の同社での勤務を供述しているが、勤務期間は不明としている上、申立期間中に株式会社 B の G 支店に勤務し、厚生年金保険の資格取得と資格喪失をしていることが同事業所の事業所別被保険者名簿から確認できる同僚は、申立人については記憶に無いと供述しているところ、申立人も同人については記憶に無いとしていることから、申立人の申立期間における同社での勤務が確認できない。

さらに、申立人に係るオンライン記録と申立事業所の事業所別被保険者名簿の申立人に係る被保険者記録は一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。